

改正

平成29年3月23日要綱第1号

平成30年3月12日要綱第7号

小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を補助するものとし、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該補助金を申請しようとする日の属する年度の4月1日から同年度の末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 結婚を機に新たに物件を購入又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (4) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 世帯の所得（所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職又は転職した場合にあっては、最後に離職又は転職した月の翌月における夫婦の所得の合算額に12を乗じた金額）をいう。以下同じ。）が340万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が340万円未満であること。

- (2) 対象となる住居が小川村内にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。
- (5) 村税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用を合わせた額を対象とし、1世帯当たり30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

3 補助対象期間は、補助金の交付を申請した日から申請した日の属する年度の末日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の属する月の末日）までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小川村結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、本村の公簿により確認できるときは、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書（又は婚姻後の戸籍謄本）
- (2) 所得証明書
- (3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (5) 住宅手当支給証明書（様式第2）（住居費における賃貸借の場合）
- (6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、小川村結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、婚姻届が受理された日からその日の属する年度の末日までの間に行わなければならない。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 決定通知書を受け取った補助対象者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速や

かに小川村結婚新生活支援補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認める場合は、小川村結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（様式第5号。以下「変更決定通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、決定通知書又は変更決定通知書を受け取った場合は、速やかに小川村結婚新生活支援補助金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、請求書の提出があった場合は、精算払いにより補助金を交付するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日要綱第1号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、小川村結婚新生活支援事業補助金交付要綱第2条第1号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年3月1日から平成30年3月31日」と読み替え、同要綱第4条第3号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年1月1日から平成30年3月31日」と読み替え、同要綱第5条第3号の改正規定は、平成29年度に限り「平成29年4月1日から平成30年3月31日」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年3月12日要綱第7号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、小川村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱第4条第3号の規定は、平成30年度に限り「平成30年1月1日から平成31年3月31日」と読み替えるものとする。